

下 関 市 監 査 委 員 公 表 第 7 号
平 成 2 9 年 3 月 1 日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

下関市監査委員	河 原 明 彦
同	川 原 徳 也
同	木 本 暢 一
同	浦 岡 昌 博

1 報告内容

別紙のとおり

2 報告提出先

下関市議会、下関市長及び下関市教育委員会

3 報告提出年月日

平成29年3月1日

定期監査の結果に関する報告書

1 監査の対象

市民部

市民文化課

防災安全課

教育委員会

50小学校

ボートレース企業局

ボートレース事業課

2 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年11月30日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類及び現地について全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4 監査の期間

平成29年1月4日から平成29年2月28日まで

5 監査の結果

財務に関する事務の執行については、次に掲げるものを除き、おおむね適正に処理されていた。

6 改善等を要する事項

本定期監査において改善等を要するものと判断した事項は、次のとおりである。なお、当該事項について措置を講じられたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

ボートレース事業課について

- ① 業務委託等において、資本的支出として経理すべきであるにもかかわらず、収益的支出として経理されているものが見受けられた。資本取引と損益取引を明確に区分し、適正な事務処理を行われたい。